

介護職員初任者研修指定手続き Q & A (2)

Q	A
<p>○見学・実習受入承諾書に記載された実習指導者が転勤等で変更となった場合は指定事項変更届は必要なのか。</p>	<p>●指定申請時点で、実習指導者が確保されている実習施設であるか確認するために、承諾書に実習指導者の欄を設けてあります。その後の実習指導者の変更については、開講届に添付する「実習実施計画書」に担当する実習指導者名を記載していただければ結構です。指定事項変更届は不要です。</p>
<p>○事業者指定申請を受け付ける期間は決まっているのか。</p> <p>○当面開講の予定がなくても事業者指定申請は必要(可能)か。</p>	<p>●初回研修の募集開始2ヶ月前までに提出してください。</p> <p>●事前に事業者指定のみの申請はできません。初回の研修実施が決まった時点で、研修指定申請書と一緒に提出してください。</p>
<p>○修了評価の取り扱いにて、筆記試験の認定基準70点以上、技術演習評価の認定基準B以上とそれぞれ書いてあるが、技術演習評価B以上は80点以上という考え方となるのか。筆記試験の基準と異なっていてよいのか。</p>	<p>●研修の最後に行う修了評価筆記試験の認定基準（70点以上）は、県で定める共通の基準です。</p> <p>●指定基準別紙6「修了評価の取り扱い」4に記載のある技術演習のA～Dの評価基準は「技術演習評価基準の例」です。これに縛られる必要はありません。技術演習で最低限学ぶべき技術について、一定のレベルに達しているかどうかを確認するためのチェックリストを作成し、「一定のレベルに達している」と判断する基準を各事業者で決めてください。申請時に技術演習評価チェックリストを添付してください。</p>
<p>○事業者指定時に必要な「情報開示を行うホームページを印刷したもの」については、どの画面を印刷すればよいのか。事業者のホームページが開設されていればそれでよいのか。</p>	<p>●初任者研修では、ホームページにて研修に関する情報の開示が必要となります。事業者指定では、ページの準備ができていることを確認します。トップページ等ではなく、実際に情報開示を行う画面を印刷してください。この段階では、公開する情報の内容がすべて入っている状態でなくても構いません。公開する情報の項目が設定されていればよいです。</p>
<p>○ヘルパー2級での補講の際はレポートでの補講対応が8時間まで可能だったが、初任者研修でその規定はあるのか。</p>	<p>●初任者研修では通学課程に限り、通信の方法による講義の時間数の上限を超えない範囲でレポートでの補講を可能とします（「こことからだのしくみと生活支援技術」についてはレポートでの補講不可）。その場合、通信の取扱いに準じて課題作成・添削指導・認定評価を行っていただくとともに、実績報告書提出時にレポート課題および模範解答を補講修了確認書に併せて提出してください。</p> <p>●その他補講については「補講等の取扱い」に記載しているとおりです。</p> <p>他の事業者の行う研修などカリキュラムの異なる研修にて補講を行う場合、項目単位ではなく科目全体の授業を受けることで補講修了とみなしますのでご注意ください。</p>
<p>○講師要件のうち、福祉科教員については経験年数に縛りがあるのか。</p>	<p>●教員については年数の規定はありません。</p> <p>●「当該科目を現に教授している」と要件にありますが、過去の教授歴より担当可能と判断できる場合も認めますので、講師履歴に指導経験のある科目・領域の記入をお願いします。</p> <p>●福祉科教員に限らず、講師履歴に専門学校、各種研修等における講師経験を記載する際は、担当した「科目・領域」まで記載するようにしてください。</p>

Q	A
<p>○講師要件に「介護福祉士の資格を有し、5年以上の介護業務の経験を有する者」とあるが、資格取得後5年以上の経験が必要か。</p>	<p>●資格取得の前後合わせて5年以上の介護業務経験を有するものとします。</p>
<p>○「こころとからだのしくみと生活支援技術」75時間の中で実習を活用する場合、どの項目に該当すると考えて時間配分をすればよいか。</p>	<p>●①～⑭の項目とは別に「実習」としてカリキュラムを作成してください。別添様式3及び4のカリキュラム様式に「実習」の欄を設定してあります。 ①～⑭の各項目の合計時間に「実習」の時間を合わせて75時間になるようにしてください。</p>